



Title	坂口安吾「負ケラレマセン勝ツマデハ」：税と農民をめぐり思考の転換点
Author(s)	田中，聡一
Citation	語文. 2026, 126, p. 68-82
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106105
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

坂口安吾「負ケラレマセン勝ツマデハ」

——税と農民をめぐる思考の転換点——

田 中 聡 一

一、問題の所在

一九五一年五月二六日、坂口安吾は税金滞納の由で熱海税務署員による家宅搜索を受けた。安吾の税金闘争として今日一般に知られる騒動の発端となったこの事件は当時、次のように受け止められた。

廿六日朝、伊東市の坂口安吾氏宅に「鬼よりこわい」といわれる税務署員が五人も押しかけた。／安吾先生は不在で、あわてた奥さんが近くの尾崎士郎氏へ救援を求めに走る。そのスキに、くだんの連中「チャンス」とばかり上りこみ諸道具に封印して引揚げた。アラシのあとへブラリ帰って来た安吾先生、この時少しも騒がず、景気直しにまず一パイ。／負け惜しみかと様子をうかがうに滞納ナント百五十万円余。「全部差押えたってキミ、十万円にならんヨ。オレの勝ちサ」と

先生意気揚々。(伊東発)

事件から三日後の『朝日新聞』朝刊三面「青鉛筆」欄に掲載された右の記事は幾分か安吾に肩入れしつつ、「鬼よりこわい」や「チャンス」といった文言を引用符で括弧することでゴシップ的興味を読者にかき立てる。確かに、作家をはじめとした著名人の収入と納税額が当時メディアで取り上げられることは珍しくなかった。この時期の『朝日新聞』の紙面を見ると、たとえば、一九四八年度における九千万円の所得額などにより金融王として名をはせていた実業家・森脇将光について巨額の税金滞納が報じられていた（「長者番付の一位を留置」一九四九・九・一四、朝刊二面）。またこの事件の前後には、「吉川英治氏が筆頭 芸能人の長者番付」（一九四九・四・一二、朝刊二面）や「谷崎（潤一郎）氏が一位 文壇・芸能人の長者番付」（一九五二・三・一五、朝刊三面）などの記事も確認できる。これらを考慮すれば、安吾が受けた差し押

さえがゴシップの興味のもとで受容される素地は十分にあったと言つてよい。してみれば、先に引用した記事は、文学者が「現代の英雄」^①となる前夜において文学者を含む著名人とその収入および税金滞納という三つのゴシップ的要素を結んだ地点に位置するようにも見える。

だが、安吾はこの事件を単にゴシップとしてのみ消費されることを拒む。「意気揚々」との言葉とは反対に、家宅捜索に係る税務署員の態度および蔵書の差し押さえに激怒した安吾は、一連の顛末を次のように綴つた「負ケラレマセン勝ツマデハ」を『中央公論文藝特集』第八号（一九五一・六・二五、中央公論社）に発表することになったからだ。

「私」は前日の深酒により、一九五一年五月二六日に受けた税務署員の家宅捜索に立ち会えなかったものの、物件差し押さえたため、六月一日に再訪するとの知らせを熱海税務署から受ける。待ち構える間、「私」は瀧川政次郎「法史閑話」（一九五一・五、創元社）を読み、現今の税吏が「権力」に物を言わせた「弱者イジメ」の様相を呈していると考ええる。「私」は一度曲げた「ツムジ」をそのままに「泣き寝入り」しないことを確認し、想定問答を整理した五冊のノートを用意する。しかし、予想に反して会話はノートの内容と全く異なるものとなつてしまふ。税をめぐると「私」と税吏の主張は、六月五日に赴いた東京の国税局でも互いにすれ違ふが、「私」は「頭脳の一部」たる「書物」の差し押さへの撤回を繰り返して訴える。結局それは認められるも、「書物だつて、

イザとなれば、失われてもよからう」と考え、税務署との「先の長いオツキアイ」を記して結ぶ。

こうした梗概を持つ本作について、先行研究はゴシップ的興味をそのまま裏返すかたちで評価してきた。その先鞭をつけた奥野健男は、本作で安吾が「権威に対し堂々と自己を主張」したと同時に、「脚本と実際の交渉とのチグハグな部分が巧まざるファルスになつてい」ることを評価する。反権力闘争とユーモアという奥野が本作に見出した二つの側面について、前者を積極的に評価したのは関井光男であつた。関井は「ポリテイクなものであつて、安吾文学の根茎に一貫して流れている」「権力にたいする安吾の不屈の精神」がこの騒動を引き起こしたとする^③。一方で、加藤達彦は「税務署や国税局を相手にした「ツムジマ加里」を故意に「熱演」して見せ、（闘争）という遊戯を行つてゐるのではないか」と本作の「書きぶり」からユーモアを読み取る^④。

だが、本作に反権力闘争とユーモアの双方あるいはそのいずれかを見るにせよ、それは掲載誌における「日本人たる者恐れざるはなき「税金」と四つに組む氏のヒューマニティーの所産。笑いのうちにも氏の苦闘ぶりに熱烈な御声援を惜しまれないであらう」（編集後記）といった本作発表当時の文言を抜け出ることはない。必要なのは、安吾の「闘争」が「ユーモア」となつてしまふ枠組みを問い返すことだろう。それは、安西晋二が言うように、「権力への反発だけでなく、騒動自体の物語化として」の読解、すなわち、「実体的な税金闘争から離れた読みの可能性」^⑤を見いだ

すことではないだろうか。

その際、重要な指摘を行っているのが松本常彦と宮澤隆義である。松本は本作の背景にシャープ勧告があることを指摘し、本作に散見される税金と一見かわりのないトピック——バンド・酒・犬・戦争に関する言葉——が、徴税をめぐる「同時代のディスクールに敏感に反応したものであったこと」を明らかにした。⁽⁶⁾また、宮澤は本作で税務署との「闘争」を決意する際に「私」が参照したとされる瀧川政次郎『法史閑話』との関わりに触れ、「瀧川においては明確に異なるものとしてとらえられていた公的権力と私的権力が、同一のものとして働く場合」を安吾が問題視していることを指摘する。本作だけにとどまらない瀧川と安吾の関係については次節で詳述するが、宮澤によれば、本作で安吾は「法」の「背後」に横たわる「力関係に注目している」。⁽⁷⁾

以上確認した松本と宮澤の議論は、本作がシャープ税制をはじめとする同時代の「税」をめぐるトピックを要所で配置していること、およびそうした「法」をめぐる思考に法制史家・瀧川政次郎の影響があることを示している。本稿の議論を先取りすれば、本作のユーモアは同時代の徴税制度とそれに対する「私」の認識のズレによって成立している。そしてそれは、安吾が敗戦直後に瀧川を参照して展開した一連の農民・農村批判の文脈を介することで重要な意味を帯びて見えてくる。

本作発表の翌年の一九五二年二月末、安吾は静岡県伊東市を離れて群馬県桐生市に移住する。当地にて安吾は再び農民・農村を

問題化し、「農村社会批判」を打ち出した「農山村を舞台とする『農民文学』」⁽⁸⁾を複数発表することになる。なかでも、馬草村の青年団と東京の学生バンドとの金銭のやり取りが戯画的に描かれる「文化祭」(『小説新潮』一九五四・六)について、原卓史は中心人物の井田信二が借金取り撃退を趣味とすることから、税務署との攻防を描く本作との関係を示唆している。⁽⁹⁾同作について原は本作との関わりでの議論をそれ以上行っていないが、この指摘は本作が安吾農民批判の系譜の上に位置づけられる可能性を示した点で重要だ。

瀧川政次郎と安吾農民批判。本作に「農民」あるいは「農村」の語が一つも登場しないこともあってか従来指摘されてこなかったが、本作はこの二つの話題をめぐる文脈に位置している。本稿は、以上の整理のもとで「負ケラレマセン勝ツマデハ」を読解するものである。具体的には、瀧川政次郎を補助線として展開された、敗戦直後と桐生移住後に再び見えることになる安吾農民批判における思考の転換点として本作が位置づけられることを主張する。

だが、具体的に「負ケラレマセン勝ツマデハ」本文を分析する前に、安吾と瀧川政次郎の関係について整理しておきたい。

二、補助線としての瀧川政次郎

一九四六年二月末、安吾は『月刊にひがた』第三号(新潟日報社)に「地方文化の確立について」というエッセイを寄せている。

そこでは、「土地制度の欠陥が貴族をふとらせたり武士を発生させた」という「歴史家」の見解について、「見方を変える」ことで「土地制度の欠陥を利用した農民達の狡猾さが日本を動かす原動力になつてゐたと見ることもできる」と言われる。同年末に発表された「墮落論」(『文学季刊』一九四六・一二)や、敗戦直後に執筆されたと思しき小説「土の中からの話」でも繰り返されるこうした見解は、瀧川政次郎「法制史上より観たる日本農民の生活律令時代」下巻(一九二七・一〇、同人社書店)に基づくものだ。

安吾は瀧川書の記述をもとに自身の議論を組み立てる。だが、それにとどまらず、「純朴な農民」という巷間に流布する「農民」像の再検討を次のように促す。「農民達をしてかく狡猾な脱税方法を案出せしめたものは過当な課税であり国司や地頭の貪慾によるもの」(「地方文化の確立について」)だが、「いぢめられ通しの農民には、上からの虐待に應ずるには法規の目をくぐるといふ狡猾の手しか対処の法がない」(「土の中からの話」)。「何でも人のせゐにして、自主的に考へ、自分で責任をとるといふ考へ方が欠けてをり、だまされた、とか、だまされるな、と云つて、思考の中心が自我になく、その代り、いはば思考の中心点が自我の「損得」に存してゐる」(「土の中からの話」)。「彼等はあらゆる方法を用ひて脱税した」(「地方文化の確立について」)。

右に見た瀧川と安吾の差異は、拙稿で述べた通り、大化の改新で確立された公地公民制という「制度」の欠陥を利用して「農民」が「土地」を媒介に権力者と関係を取り結んでいたことを

瀧川書が肯定的に記述するのに対して、安吾は「農民」が「制度」にとらわれていながらそれに無自覚である」ことを批判していた点に求められる¹³⁾。

以上を踏まえれば、敗戦直後において安吾は個人を取り巻く「法」「制度」の「目をくぐる」のではなく、それ自体を主体的に問い返す「自主的」な「思考」を「農民」に求めていると言える。その際、瀧川の著作を引き合いにして槍玉に挙げられるのが、「脱税行為」に代表される「大化改新以来今日まで」通底する「思考の中心点が自我の「損得」に存してゐる」(「土の中からの話」)「農民」のメンタリテイであった。

だが安吾はこれ以降、流行作家となつたこともありその農民批判はしばらくの間、鳴りを潜めることになる。先述のとおり、それが再び展開され始めるのは五二年二月末の群馬県桐生市への移住後である。そして興味深いことに、その直前、すなわち本作執筆前後に瀧川政次郎への言及も再び見えるようになる。たとえば、一九五一年三月より同年末まで「文藝春秋」で連載されたルポルタージュ「安吾の新日本地理」の第四回「飛鳥の幻」(一九五一・六)では、南北朝動乱に関する通説を「本誌の昨年正月号」に掲載された「瀧川政次郎氏の文章」を根拠に批判する¹⁴⁾。また、「チツボケな斧」(『新潮』一九五一・七)では、戦後「一切のタブーが失われて自由の究明が許されても、日本の史家で過去に隠されていた歴史の深層を明かにしようと試みたのは瀧川政次郎氏ぐらいのものだ」と述べる¹⁵⁾。このように、「従来の歪曲された日本歴史」

の制度から脱却を説く存在として瀧川政次郎を捉えるという敗戦直後と一貫した姿勢で、本作執筆前後に安吾は彼に再び関心を寄せていた。

さらに本作に関わって重要なものが、「私の書くものをお読み下さつてゐるやうで、いつも嬉しく思つてゐます」と始まる書簡（一九五一年一月六日付。引用は『坂口安吾全集』16、二〇〇〇・四・筑摩書房より）を瀧川が安吾に宛てていることだ。両者が具体的に交流し始める契機ともなった同書簡によれば、瀧川は『文藝春秋』編集長の池島信平を介して安吾に接触したとされるが、そこに瀧川が「税金の限度」（『読売新聞』夕刊、一九五一・一一・三）という自身の記事の切り抜きを同封していることに注目したい。

同記事で瀧川は、「一定の限度を超えた税金」などに「反抗するのは、略奪に対して防衛すること、個人に天賦の人権、というものがあつたれば、それは正当な行為」（傍点ママ。引用は『坂口安吾全集』に収められた瀧川書簡より。）だとする。その反抗に際して、「力を持たない者が力を持てる者に対しては、詐術、隠匿、逃避というような卑劣な手段による外ない」。如上の論理は『日本農民の生活』にも見えるのだが、ここで瀧川は続けて、「坂口安吾氏の税金闘争が正当な税金を納めることを拒んでいるのか、略奪に対して防衛しているのか、具体的な事情を精査しなければ分からないが、頭ごなしにその行動を非難攻撃することは当らない」との結論を導く。この記事からは、『日本農民の生活』で自身が唱

えた見解に、「個人に天賦の人権」というものがあるとするれば」と、近代的個人をも対象に含めることで安吾税金闘争をいちおう肯定的に理解する瀧川の姿がうかがえる。

税というかたちで収奪されることを共通項として、「農民」と安吾を比して瀧川がこの騒動を理解していることを踏まえれば、これまでの議論は次のようにまとめられる。まず、個人の生活と（制度）をめぐる安吾の思考は、敗戦直後には農民と「税」の問題として、五一年には安吾自身と「税」の問題として繰り返される。そして瀧川政次郎を参照項に据えたとき、税をめぐる問題を軸とする本作が安吾農民批判の文脈に接続されることは明らかだ。

ただし、瀧川は徴税される安吾を「農民」に比して議論を展開したが、安吾は自身がかつて批判した「詐術、隠匿、逃避」というような卑劣な手段は採用せず、「闘争」を選択することになる。では、その「闘争」は本作で具体的にどのような描かれるのか。次節から「負ケラレメン勝ツマデハ」の読解を行いたい。

三、「巷談師」の「日記」

本作は「安吾「差押エラレ日記」序ノ巻」との副題のとおり、「一九五一年五月二十七日夜十一時半」から「六月十一日午後七時前」までの二週間以上にわたる「日記」のかたちで進められる。本作はこの意味で日記体小説と言うことができる。

この日記体小説の一般的な特徴について安藤宏は、少年・芹川進の日記というかたちで展開される太宰治『正義と微笑』（一九

四二・六、錦城出版社）を引き合いに次のように整理している。すなわち、日記では「昨日とは異なる自己が「読み返す」という行為を通して絶えず対比的に意識され、その統合をはかるべくして螺旋状に記述が進行してゆく」。日記体小説もまた同様の仕組みを持つが、それは「活字にされ、他者の目に触れることを前提に書かれた」「私―私」コミュニケーションそのものを他者に構成的に開示する試み」という点で日記とは異なる。そのうえで安藤は、日記体小説の「本質的な特徴の一つ」を「矛盾や断絶そのものが次の価値観の組み替えを迫ってゆく過程を一個の流動的な生成概念として示しうる点」に求めている。¹⁷

右の整理に照らして、本作における「一九五一年五月二十七日夜十一時半」と「五月二十九日午前三時四十分」の記述を確認しよう。すると、前者で「この日記」について「差押え日記」とでも云うべきか」とされるにもかかわらず、後者では「ワガ滞納セル税金ノ日クインネン」について、日記のはじめに書きしるしておきたいと思いつながら、これより書くこうと思うと、妙にねむくなるね。「差押え日記」など、云いつながら、差押えの話が一向にでてこない」とされるのが注目される。語りの現在を違える主体が過去の記述を確認して自身の言葉をつむぎ、それを「他者に構成的に開示する」こと。安藤が指摘した日記体小説一般の特徴が、ここには端的に見て取れる。

このように、本作で「私」は自身の「価値観の組み替えを迫ってゆく過程」を意識的に「他者に構成的に開示」する。¹⁸だが、そ

こで目指されているのは、単に一回性の出来事である「私」の税金闘争に係る「価値観の組み換え」にとどまらない。この点に關わって重要なのが、本作冒頭で語られる本作執筆の経緯である。

チャタレイ裁判の原稿を書きだそうと思ったが、連日の深酒で頭がハッキリしないので、この日記をつけはじめ。題して「差押え日記」とでも云うべきか。珍しい出来事でもないようだが、それがどんな風に行われたかということを正確に記録した人はないようだから、巷談師たるもの自らの差押えを記録しないと手はない。（一九五一年五月二十七日夜十一時半）、一五九頁。）

傍線部に明らかなように、この「日記」が執筆された目的は、「巷談師」を自任する「私」が自身の受けた「差押え」の実態を「記録」し、世に問うことにある。しかし、そもそも「私」は尾崎士郎との前日以来の深酒のためその「差押え」の場面に立ち会うことができなかった。「私」が尾崎から電話で「重大な用件」と告げられて急行した時には税務署員は立ち去ったあとであった。

「私」の回想によれば、その電話を受けた際に「私」は「右翼の暴力団」による押しかけではないかと推測していた。そのような考えに至ったのは、「先々月は伊達政宗を批評して、田舎豪傑にすぎないことをルル証明に及んだ」ことで仙台の読者から激しい非難を浴びた経験¹⁹に加え、「先日、日本歴史を批判し、万世一系を否

定して蘇我天皇の存在を立証したから」であった。

結局は杞憂に終わるこの一連の回想が重要なのは、前者が「安吾の新日本地理」の第三回「伊達政宗の城へ乗込む」(一九五一・五)を、後者がその初回「安吾・伊勢神宮にゆく」(一九五一・三)を踏まえているからだ。両者だけでなく本作半ばと末尾でそれぞれ言及される「飛鳥の幻」と第五回「消え失せた砂漠」(一九五一・七)をも含めると、本作では「安吾の新日本地理」への言及が多くみられることが確認できる。「巷談師」は、現在進行形で連載中の自身の著作との結びつきを周到に強調する。

安吾によれば、この「安吾の新日本地理」は一九五〇年の一月から一二月にかけて『文藝春秋』で連載された「安吾巷談」が多くの読者からの好評を得たことへの「御礼」として「大いにハッポンして」書かれた。²⁰もちろん、本作の「私」が自任する「巷談師」の語は「安吾巷談」に由来する。「左右両翼をケンカ相手に、巷談師も身辺多忙さ」との本作における記述は、その第三回「野坂中尉と中西伍長」(一九五〇・三)に対して安吾に「反撃」した「一共产党青年のハガキで」「命名」されたものであることを踏まえたものだ。²¹

以上の整理からは、自身で示した両作の連続性を「巷談師」の語と自身の作品への言及で補強する安吾の姿が浮かび上がる。²²これに、「安吾巷談」で安吾が「題材を新聞や雑誌で報じられた特定の事件に求める」のではなく「ノンフィクション性と話題の面白さを重視」し「広く社会風俗について直接取材を行う方法を確立

した」、という時野谷ゆりの指摘²³を踏まえれば、本作の試みは、「私」の一回性の「価値観の組み替え」を提示するにとどまらない。むしろ、税金滞納に伴う「差押え」という「珍しい出来事でもない」ことを話題とすることで、「広く社会風俗について」「ノンフィクション性と話題の面白さ」を梃子として議論を展開する試みと言えるだろう。

「価値観の組み替え」と「ノンフィクション性と話題の面白さ」による「広く社会風俗」への批評。この二つが交差する本作において、「巷談師」の認識が最も変容するのは、「書物」をめぐる記述に見出すことができる。宮澤隆義も前掲論で指摘しているように、本作で「私」は自身の「書物」が「差押え」を受けることに對して、ほぼ全編を通して激しい抵抗を見せる。

たとえば、先に引用した冒頭に引き続き箇所では、熱海税務署員が「私の帰宅を待たず、私の蔵書を差押えて行つた」ことについて「私は無一物にはなれているが、本がなくてはこまる」と怒りをあらわにする。それは、「蔵書の中にアンダーラインや書きこみや註となつてシルシがついている。ほかの人が読んでもワケが分らないが、私にとつてはカケガエのないもの、私の頭脳の一部のようなものである」からだ。「小説も書くし、いろいろのたとえば社会、風俗、歴史の批評など」を著すために「必要」だと本作で繰り返し言及される「書物」について、「私」は税務署員との問答でその「差押え」解除を再三にわたって要求する。

だが、熱海税務署員との問答および東京国税局での談判を経て、

ついに「書物」の「差押え」解除が認められた後、「私」の認識はそれまでとは異なった様相を呈することになる。次に引用する本作末尾の記述を確認しよう。

さて、差押えのことは、私の方から税務署へどうこうということとは、もう、そういう必要のあることが何もないような気がするな。ただ一ツだけ、書物のことで、差押え物件再調査願というようなものを一応だすべきであるかも知れん。「中略」要するに、これを一時的にも持つてゆかれると、仕事に困ることは明白であるから、やむを得ん。近々、その願書とやらを熱海税務署へ送つときましよう。例の内容証明でね。これに限るな。／書物だつて、イザとなれば、失われてもよからうさ。何もない方が私の文学の仕事のためにはむしろよい良いことも甚しくハッキリしてゐるな。ハッキリ心をきめましたよ。(六月一日午後七時前、二二〇頁)

ここで「私」は傍線部のとおり、冒頭より執拗に主張していた「書物」の必要性を一転して否定するに至る。「巷談師」の「仕事」にとつてなくてはならないものとされていた「書物」が最終的には不要とされること。端的に言つて矛盾とも見えるこの点について、本作に言及する先行論はおしなべて言及を避けてきた。ただ、本節で議論してきた本作の性格を踏まえた際、この一八〇度の認識の変容を考えることで、本作で安吾が行つた試みに迫れるので

はないだろうか。次節では、「書物」の「差押え」に関する「私」の認識の変容が生ずる過程を見ていく。

四、「ツムジマガリ」の失敗

先に整理したように、「私」は瀧川政次郎『法史閑話』を読み、「差押えをだまつてなすままにまかせろ」のではなく税務署との「闘争」を決意するに至る。『坂口安吾蔵書目録』(一九九八・八、新津市文化振興財団)にも記載のある同書のうち、宮澤前掲論の指摘にもあるとおり「私」は「撞木杖と赤人力車」の章を確認したと思われる。

民事訴訟が実際に其の効力を發揮するのは、差押即ち強制執行である。強制執行が有効に行はれなければ、百の訴訟も其の实效がない。〔中略〕強制執行法の背後にあるものは「力」である。国家権力の強大な社会に於ては、それは国家の権力だけで充分である。しかし国家の権力が未だ充分に確立されず、又は確立されてゐた国家権力が壊敗した社会に於ては、その「力」は債権者の具有する「私力」でなければならぬ。故に強制執行の歴史は、債権者の私的差押に始つて、国家の機関の行ふ公的差押に終つてゐる。しかし、国家権力の衰へた時代には、必ず私的差押が顔を出すのを例としてゐる。

瀧川は「差押即ち強制執行」の「歴史」を右のように述べたの

ち、続いて古代、中世、近世、明治初期までを概観する。それに對して「私」は次のような議論を展開する。まず、傍線部に即すかたちで「差押えには公的差押えと私的差押えがあつて、国家權力の衰えた時代になると私的差押えが顔をだすものだそうだ」との認識を得た「私」は、後者のような「違法の私的差押え」とは別に、「法にはかなつてゐるが弱い者イジメのような差押え」を問題視する。宮澤のいうように、「公的權力と私的權力とが、同一のものとして働く場合」がここでは問題とされるのだが、それは、「重税をカサに私的權力をふるう」「当今の税務署の課税ぶりや差押えぶり」が、「公吏の仕事でありながらも、私的差押えのオモムキがある」ように見えるからだ。「中には善良な税吏もいるであらうが、多くの税吏は權力をカサに私腹をこやして」おり、「多くの人々は弱身によつて泣き寝入りである」。こうして、「書物」の「差押え」を強行されたことに「ツムジ」をまげた「私」は「全然泣き寝入りをしない人間が一人ぐらゐは現れ熱演するのも面白からうと思」い、税務署との「闘争」を企図するに至る。

だが、瀧川書が対象とする時代を飛び越えて〈現代〉の問題を検討する、という思考の枠組みは敗戦直後にも確認できるものの、本作の文脈ではいささか拙速にも見える。

そこで、本作の直前に発表された「税務署員に殴られた婦人の話」を参照したい。「安吾人生案内」(『オール読物』一九五一・四(一二)の初回「判官巷を往く」に収録された同話では、竹内すゑという「婦人」が夫のいない間に「トラック」で乗り込んだ税

務署員の「差押え」を受けたこと、その際の「態度の横柄な事といったら全く言い様が」なかったことが告発されている。それを受けて安吾は「權力をカサにきて無道をはたらき弱者をイジメル役人」に怒りを示す。

同作が重要なのは、こうした本作との言葉の一致だけによるのではない。「婦人の話」で話題に上る「公務執行妨害」について安吾が本作で執拗に言及すること、また「土の中からの話」の後半にて「書きた」される「小さな話」——『日本靈異記』中巻「賃用寺息利酒不償死作牛役之償債縁 第三十二」に基づく——を「判官巷を往く」の結部で唐突に引用しているからだ。これらを踏まえると、やはり本作は瀧川の著作を軸に展開された「税」と「農民」をめぐる安吾の思考枠組みの中で書かれたものと言つてよい。してみれば、税務署を相手取った「私」の試みとは、「法」「制度」との「闘争」を行うものと言える。この意味で、本作で安吾は自身が敗戦直後に「農民」に対して要求したような主体性——個人を取り巻く「法」「制度」の「目をくぐる」のではなく、それ自体を主体的に問い返す「自主的」な「思考」——を立ち上げようとしているのだ。

「私」はこの試みに際して「あらゆる場合の問答、また突発的に起りうる可能性のある全ての問答を、五冊のノートに一々書きしるしてお」き、それに沿つて問答を行う方法を編み出す²⁵。いわば「熱演」の台本のような「ノート」は、滞納の理由を税務署員に説明すること、本の「差押え」の是非を問いただすこと、そして税

務署員の本件への対応方法について「冷静に談判する」ためのものとされる。それは、「トラックが家の前へ横づけになり、いきなり差押えの品物を運びだす」というような事態が起ると、私は腹を立てて冷静を失うかも知れない」からだ。

しかし、実際の「談判」の様子は、「私」の問いに対して税務署員の想定回答を是非かで記す「ノート」とは異なった仕方で開催されることになる。六月一日になされた「談判」について、その具体的な様子を「六月二日午前三時」の記述から確認しよう。

当日、「私と同じ年配ぐらい」の「総務課長」とそれより若い「三十にならないぐらい」の二人の税務署員がはじめに「私」の自宅を訪れた。だが、のちに来訪したとされる残りの二人の税務署員も含め、彼らは「私」の想定とは異なり「トラックなどに乗つてこな」かった。加えて、実際の「談判」は「闘争」の様相を呈することを想定していた「ノートに用意のないこと」から始まつてしまう。

冒頭より生じた両者のすれ違いは、その後も続くことになる。それは、「私」が滞納の理由を説明した際に示される税務署員の次のような反応にも確認できる。

老。はア、はア。そうですか。一定の所得があつたけれども、病氣したり、その他のことがあつて経費がかかつて……私。一定ではありませんが、はいつたものは右から左へ……老。ええ、ですから、あなたの方のお立場から言われれば、そう

なんです。しかし、そういった事実が税務署側に判らない、ということですね。それを判らせるためには手続きですね。必ず手続きの一定のものがあるわけです。（ゴシック原文ママ、一九三頁）

この「老」とは「私と同じ年配ぐらい」の税務署員を指すのだが、滞納の理由として「私」は四八年から四九年にかけて陥った精神病による執筆の停滞、その克服を長篇小説「火」（『新潮』一九四九・三、五〇七、『群像』一九四九・一一〜一九五〇・一）の執筆で試みたこと、その間に出費がさんだことを初出誌にて二頁半にわたつて縷々語る。研究史上、結局は未完に終わった「火」の執筆過程を推察するために用いられてきたこの記述について、本稿では税務署員が傍線部のように「一定の所得があつた」が諸々の「経費がかかつて」と簡単にまとめ上げ、「手続きの一定のものがある」と一蹴することに注意したい。

「私」の認識では、「百万の手続きよりも現実がハッキリしているが、税務署員は「納税者の各自が自発的に所得を申告すべきものだ」と再び説く。見解のすれ違いにしばれを切らした「私」は、「書物」以外の「品物」には興味がなく「ただ差押えをうけたのはどの税金に対してであるかだけ」を説明せよと迫るも、「見解がちがうならば、自分で納得されるように、もう一ぺんハッキリ調査させるのですね」と、あしらわれるのみである。

ここまでの顛末は次のように約言できる。まず、「第一トラック

も来ていない」ように、「闘争」を予想していた「私」の思惑に反して、税務署員は強制執行ではなく「甚だ言葉おだやか」に「私」と対話することを予定していた。それだけでなく、問答において税務署員が「私」の発言に対して「はア」を連発することに顕著なように、「私」の主張は税吏には一切通じない。こうして、終始意味をなさない「ノート」に基づく「巷談師」の「熱演」としてのパフォーマンスは空振りに終わるのみであった。

右のようなすれ違いについては、本作発表当時も言及されていた。武田泰淳が「文藝時評(下) 作品構成に大胆な工夫を」にて、「氏の野人魂が衝突した相手が柔か過ぎるので、やや拍子抜けのていだ」と評すとおり、それは「作品構成」の欠陥として言われていた。しかし、「私」と税務署員とのすれ違いは、「相手が柔らか過ぎる」ことのみにその要因を求めるべきではない。むしろそれは次節で示すように、本稿冒頭で述べた同時代の徴税制度、すなわちシャープ税制と深くかかわっているからだ。

五、「ツムジマガリ」を「熱演」し続けること

熱海税務署員との「談判」を経て、「私」は「書物」の「差押え」解除を認めさせるために東京国税局へ赴き、紆余曲折の後、担当部署である「特別整理課」の「部長」と面会することになる。ここでも「私」は、収入があったものの出費がそれを上回ったために税金はかからないはずだ、との主張を繰り返す。熱海税務署員との問答でも話題に上げたこれらの件について、「書物」について

は、「書物を差押えて仕事にさしかかえると、こつちもこまる。その書物で仕事をしていただいて、それがこつちのためにもなる」とのことにより、最終的に「差押え」は解除される。加えて、「過去の税額」についても「タダということにはな」らないものの「私」にとっては「もうどうなつてもよいこと」と一定の納得を得る。このように、「談判」における当初の目的は一気に解決を見ることがになるのだ。

こうして、「私」と税吏との問答はついに一度も噛み合うことはないものの、争点としていた過去の税額の再検討および「書物」の「差押え」解除は無事達成される。すなわち、税務署との「闘争」を「熱演」するはずだった「巷談師」は肩透かしに遭うかたちとなり、一度曲げたはずの「ツムジ」は直つてしまう。この意味で、先に問題とした本作末尾における「書物」を不要とする「私」の発言は、無理にでも「ツムジマガリ」を「熱演」し続けようとするものと言えるだろう。

では、なぜ「私」は以前に示した自身の議論を正反対にしてみても「ツムジマガリ」を「熱演」し続けるのか。この点を考えるために、松本が前掲論にて指摘したシャープ税制と本作の関わりを検討したい。

シャープ税制とは、経済安定九原則とドッジ・プランに加えて戦後の急速なインフレおよび財政状況を改善すべくGHQの強力な指導の下で施行された税制を指す。一九四九年の第一次シャープ勧告、翌五〇年の第二次シャープ勧告を経て同年より施行され

た同制度は、「国民の納税意識と能力原則に基づく公平性を重視した」ことにより、「納税者の自主申告制度を確立」すべく整えられた。²⁸⁾

同制度が施行された当時、国税庁長官であった高橋衛は、「現下の税務は、いわゆる申告納税制度を原則としており、納税者は、自分の課税標準なり、自分の税金なりを、自ら計算し、自ら申告し、自ら納付するのが建前」だと述べていた。³⁰⁾これを怠れば本作のように税金滞納として差し押さえを受けるのだが、差し押さえもすべての（不）動産を対象とするものではなかった。杉山宗六（当時国税庁徴収部課長補佐）が述べるように、国税徴収法第一六条により「文士」もそこに含まれる「主トシテ自己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ職業ニ従事シ又ハ營業ヲ営ム者」が「業務上欠クベカラザル物」は「絶対に差押を禁止」されていたからだ。³¹⁾松本前掲論が正しく指摘するように、本作にて国税局の「部長」が「書物」の「差押え」を解除するのはこの規定に基づく。

だが、振り返ってみれば、熱海税務署員は繰り返し「私」個人による「手続き」の必要を言っていた。それは、民主的な税制を謳うシャウプ税制において、各個人は主体的な納税者として想定されており、その理路によって個人は税額が不服であれば異議申し立てをすることも可能とされていたからだ。つまり、「法」「制度」との「闘争」を「熱演」しようとする「私」の振る舞いは、そもそも申告納税制度に内包されているものであった。ゆえに、それは「法」を体現する税吏には単なる「手続き」の一環としてし

か処理されない。これまで指摘されてこなかったが、本作のユーモアはこのような認識の落差に基づいている。泰淳が「作品構成」の欠陥として指摘した「私」と税務署員とのすれ違いの原因には、シャウプ税制とその「法」をめぐる両者の認識の差異が横たわっていたのだ。

以上を踏まえて本稿のここまでの議論をまとめよう。本作では、「日記」を書く／読む主体として「私」が立ち現れる。その姿からは「法」「制度」への「ツムジマガリ」を一貫して「演」じようとした結果、過去の判断に裏切られる様子が確認できた。「私」がそのような帰結に至る要因は、「法」「制度」に対峙してそれを問い返すことを要請されていた主体的な個人——かつて敗戦直後に安吾が「農民」に向けたもの——がもはや通用しないことにあった。本作について先行論が指摘する「ノート」と実際の問答との差異から生じるユーモアは、かかる地点に由来する。「日記」を書く／読む「私」の「闘争」は、結局のところ、独り相撲のようなかたちで失敗に終わるが、安吾はそうした姿をあえて描き出す。そうした失敗と自身の認識の変容を敢えて描き出すことは、「広く社会風俗」について、自身が敗戦直後に示した認識と現今の「法」「制度」とのギャップを再確認すべく行われたものではなかったか。この意味で、本作で安吾は「税」と「農民」をめぐる自らの思考のアップデートを試みていたと考えられるだろう。

よく知られるように、中野重治との対談「幸福について」（『新日本文学』一九五二・一一）で安吾は農地改革の評価を司会の花

田清輝から問われた際、「農民個人々々じゃなしに、集团的なそして新しい合理的な農地経営をこころみる。一ツの村を会社みたいにしてもよろうし、集団農業みたいなことだつてきたんだ」と発言している。先に述べた通り、敗戦直後の思考枠組みがもはや失効した状況を自覚した本作を経て、安吾は桐生移住後に再び農民・農村を問題化することになる。同時代の農民文学者の排他性を農村のそれに仮託して批判する「餅のタタリ」（『講談倶楽部』一九五四・一）や、農村の民主化を主導する役割を期待されていた青年団の狡猾さを描く「文化祭」（『小説新潮』一九五四・六）。これらの作品群では、既存の法体系や制度そのものの変革はもはや目指されない。むしろ、その枠組みのなかで農村の民主化に向けて採り得る可能な方途を探るという意味で、農地改革を経た農村における互助的コミュニティの可能性が問われていく。

このような系譜を想定したうえで、反権力闘争やゴシップ的な興味から本作を引き離し、占領期からポスト占領期への移行段階におけるテキストとして本作を捉えなおすこと。本作を安吾農民批判の文脈に再配置する時、思考の転換点としての相貌が浮かび上がる。

注

- (1) 山本芳明『カネと文学』（二〇一三・三、新潮社）
- (2) 奥野健男「解説」（『定本 坂口安吾全集』第八巻、一九六九・一〇、冬樹社）
- (3) 関井光男「解題」（ちくま文庫版『坂口安吾全集』16、一九九一・

七、筑摩書房）。なお、村上護『安吾風来記』（一九八六・三、新書館）も同じく一九五一年に起こった伊東競輪の不正を告発した競輪事件も含めて「一見つじつまが合わぬようで、時代の逆流に掉さした、実は凄絶な闘いではなかったらうか」との理解を示す。

- (4) 加藤達彦「負ケラレマセン勝ツマデハ」（萩久保泰幸・島田昭男・矢島道弘編『国文学解釈と鑑賞別冊 坂口安吾事典【作品編】」、二〇〇一・九、至文堂）

- (5) 安西晋二「負ケラレマセン勝ツマデハ」（安藤宏・大原祐治・十重田裕一編『坂口安吾大事典』、二〇二二・六、勉誠出版）

- (6) 松本常彦「坂口安吾の税金闘争」（『国文学解釈と鑑賞別冊 坂口安吾と日本文化』一九九九・九、至文堂）

- (7) 宮澤隆義「ユートピアと法」（『早稲田現代文芸研究』二〇一三・三、早稲田文芸・ジャーナリズム学会）

- (8) 村井紀「教師・農民・戦争」（『坂口安吾全集第14巻 月報』一九九九・六、筑摩書房）

- (9) 原卓史「文化祭」（萩久保泰幸・島田昭男・矢島道弘編『国文学解釈と鑑賞別冊 坂口安吾事典【作品編】」、二〇〇一・九、至文堂）

- (10) 原は「坂口安吾「文化祭」論」（『尾道市立大学日本文学論叢』二〇二五・一二、尾道市立大学日本文学会）にて作中の人物造形や戦後におけるマリリン・モンロー表象に着目するが、本作との関わりについては一言及していない。なお、「文化祭」については本作との関係性とは異なる観点から別稿を期したい。

- (11) その経歴と業績については、「瀧川政次郎博士略年譜」および「瀧川政次郎博士著書目録」（『律令制の諸問題 瀧川政次郎博士米寿記念論集』一九八四・五、汲古書院）に詳しい。

- (12) 瀧川書には「庄園制度が興り、摂関政治が始つたのは、余輩の見を以てすれば、『中略』不当なる律令の土地及租税の制度の桎梏よ

り脱去せんとする民衆の力、則ち農民の動きの結果である」とある。詳しくは、拙稿「坂口安吾「土の中からの話」論」（『阪大近代文学研究』二〇二四・三、大阪大学近代文学研究会）を参照されたい。

(13) 前注12に同じ。

(14) ここで安吾が指しているのは、『文藝春秋』一九五〇年一月号に掲載された瀧川政次郎「熊沢天皇吉野巡幸記」と思われる。

(15) この記述は、「敗戦と共に今やそれら「戦前国史学を縛る天皇制」の障害はすべて取り除かれ、国史研究の自由は新憲法によつて保証せられた」にも拘らず、「日本歴史の解禁」が足音高らかに其の行進を続けないのは何故であらうか」とする瀧川政次郎「日本歴史解禁」（一九五〇・一二、創元社）を踏まえていると思われる。なお、同書には瀧川「熊沢天皇吉野巡幸記」も収録されている。

(16) なお、瀧川の安吾宛書簡を見る限り、瀧川は池島信平を仲立ちに『文藝春秋』誌上での対談や互いの知見を交えての小説執筆を安吾に提案していたが、結局それらは実現することがなかった。

(17) 安藤宏「日記体小説をめぐって」（『国文学解釈と教材の研究』一九九六・二、学燈社）

(18) 杉森久英「小説 坂口安吾」（一九七八・九、河出書房新社）。引用は一九八四年九月刊行の河出文庫版より。によれば、安吾は小説化することを前提として税務署員を迎えた。それは、執筆用の速記録を作成するために「差押えの予定された二、三日前に、リハールをやった」ほどの周到なものであった。

(19) 『河北新報』一九五一年三月一九日第二面に掲載された「美人のいない街」安吾の『仙台地図』第一頁という記事を発掘した原卓史は、同記事で安吾が「地元紙のインタビュで伊達政宗批判をし、読者から反響があるようなメディア戦略を用いた」ことを指摘している。なお、原は本作の「内容ほどには、地元の反響はヒステリックなものではなかったのだろう」ともしている（原卓史「坂口安吾

歴史を探偵すること」二〇二三・五、双文社出版）。

(20) 坂口安吾「受賞のことば」（『文藝春秋』一九五一・三）

(21) 「巷談師」（『別冊文藝春秋』一九五〇・八）

(22) 杉森久英は「小説 坂口安吾」で本作の話し言葉に近い文体が「安吾巷談」に由来するとしている。

(23) 時野谷ゆり「安吾巷談」の形成と方法」（『国文学研究』二〇〇六・三、早稲田大学国文学会）

(24) 詳しくは、前注12の拙稿を参照されたい。

(25) この「ノート」は「税務署対策ノート」として「坂口安吾全集」16（二〇〇〇・四、筑摩書房）に「補遺」として収録されている。

なお、熱海税務署員との問答を「某社の某君」に「控え」させたり、「私」が「敵の答えは、一々それを書きとめて認印をいただく方がよろしいかも知れん」と考えたりすることの背景には、「税務署員に殴られた婦人」の「言い分も、証人の証言もない」ために「一方的に信じ」ることができないとしたこと（「判官巷を往く」）によるだろう。

(26) 七北数人「評伝坂口安吾 魂の事件簿」（二〇〇二・六、集英社）など。

(27) 『東京新聞』（一九五一・六・三〇）

(28) 佐藤進・宮島洋「戦後税制史」（一九九〇・二、税務経理協会、第二増補版）

(29) 山下壽文「シャープ勧告と青色申告制度」（『戦後税制改革とシャープ勧告』二〇二〇・三、同文館出版）

(30) 高橋衛「序」（杉山宗六『国税徴収法精解』一九五二・一二、森山書店）

(31) 杉山宗六『国税徴収法精解』（一九五二・一二、森山書店）

(32) 拙稿「坂口安吾と戦後農民文学をめぐる一考察」（『関西近代文学』第5号、二〇二六・三、日本近代文学会関西支部）を参照され

たい。

*「負ケレレマセン勝ツマデハ」本文の引用は『中央公論文藝特集』第八号（一九五一・六、中央公論社）により、頁数の表記はそれに基づく。他の安吾テクストの引用は、筑摩書房版『坂口安吾全集』（一九九八～二〇一二）による。

*引用文中における傍線は稿者により、「」の箇所は稿者による補足箇所を示す。また、引用文中の旧字体は適宜通行のものに改めた。

*本稿は、令和八年度大阪大学国語国文学会での口頭発表の内容に基づいている。当日を含め、会場内外で貴重なご意見を賜った方々に感謝申し上げる。

*本稿は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラム[PNJSP2138およびJSPS科研費（26KJ1610）の支援を受けたものである。

（たなか・そういち

／ 本学大学院博士後期課程／
日本学術振興会特別研究員）